

2024年7月25日からの大雨の影響により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2024年7月25日からの大雨の影響により、2024年7月25日に「災害救助法」が適用された市町村において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

電気料金等の特別措置の内容は以下のとおりとなっておりますので、申込方法等の詳細につきましては、ご連絡先へお申し出くださいますようお願いいたします。

【2024年7月26日付「災害救助法適用市町村」】

災害救助法適用市町村	
秋田県	横手市, 湯沢市, 由利本荘市, 大仙市, にかほ市, 仙北市, 北秋田郡上小阿仁村, 仙北郡美郷町, 雄勝郡羽後町, 雄勝郡東成瀬村
山形県	鶴岡市, 酒田市, 新庄市, 寒河江市, 村山市, 尾花沢市, 最上郡金山町, 最上郡最上町, 最上郡舟形町, 最上郡真室川町, 最上郡大蔵村, 最上郡鮭川村, 最上郡戸沢村, 東田川郡三川町, 東田川郡庄内町, 飽海郡遊佐町

【電気料金等の特別措置内容】

1. 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2024年6月分(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る), 2024年7月分, 8月分および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが, 被災時から全く電気を使用されない場合には, 被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り, 電気料金(不使用料金)は申し受けません。

3. 使用不能設備に相当する基本料金の免除

従量電灯C, 臨時電灯C, 公衆街路灯B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力の被災されたお客さまで電気設備の一部が使用不能となった場合は, その使用不能設備相当分の基本料金は, 2025年1月末日まで申し受けません。

【ご連絡先】

■東北電力 カスタマーセンター

フリーダイヤル 0120-066-774

(受付時間) 月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時まで
12/29～1/3は年末年始のため休業いたします。

※フリーダイヤルは, ガイダンス案内となります。

固定電話のお客さまは, 『4番』を押してください。

携帯電話のお客さまは, 『5番』を押してください。